

## 議会運営委員会視察概要報告書

### 【視察概要】

#### 【1】大分県別府市議会

視察期日 平成25年10月28日（月）午後2時30分～4時  
視察事項 「予算特別委員会について」

進 行：池上明子議会事務局主任

対応議員：河野数則 議員

首藤 正 議員

対応職員：河野伸久 議会事務局次長兼調査係長

#### 【ごあいさつ】（<sup>かわの</sup>河野別府市議会行財政・議会改革等推進特別委員会委員長）

本日は、遠方の所沢市から、この九州の別府において頂いて、本当にありがとうございます。心から御歓迎を申し上げます。

大分県下には14市あります。その中で、私ども自慢じゃありませんが、議会改革だけは一番、トップかなという自負があります。

議会改革に取り組んでもう5年が経ちますけれども、本日の研修の中の予算委員会ですけれども、これも議会改革の一つでございます。

限られた時間でありましてけれども、私どものこの特別委員会の中身が御理解頂けるように、隣におりますのは、別府市議会の最長老、今度10期目を迎えます首藤議員でございます。私は、今8期目で、年寄りばかりがこういう改革に取り組んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

御承知のように、別府市は小さな温泉街で、温泉の湯出量だけは日本でも有数でございます。1分間に7,000リットルぐらい出ております。温泉の数だけは日本で一番かなと。しかし時代によりまして、観光客がどんどん減ってまいりまして、一時1,000万人近くおりましたものが今は800万人ぐらいかなと。宿泊客が300万人ぐらいに減少してまいりまして、もうちょっといろいろな活動をしながら、泊まりの方を増やす必要があるのかなというふうに思っています。

いろいろ別府のことも宣伝をしたいのですが、時間が限られておりますのでこれから本題に入りたいと思います。最後までどうかよろしくお願ひいたします。

杉田委員長、村上議長のあいさつの後、視察事項の説明が始められた。

【概要説明】（<sup>こうの</sup>河野次長兼調査課長）

資料「平成25年度別府市の概要」に沿って、市の概要、財政状況及び市議会の概要説明があった。

【視察事項の説明】（<sup>こうの</sup>河野次長兼調査課長）

事前に照会しておいた視察調査事項に基づき用意された視察資料「所沢市議会 議会運営委員会視察調査事項」（以下、資料という。）を基に説明があった。

（1）特別委員会設置の背景・経過の概要 ※河野議員より説明

行財政・議会改革等推進特別委員会の3大テーマの一つである「議会審議の充実」を協議する中で、各常任委員会の委員は所管する議案について議案質疑が出来ないことから、「当初予算だけは、議員全員（議長を除く24人）が発言出来る機会をもったらどうか」というのが最初の発想である。そこから、会派代表質問制、個人の質疑を取り入れた。重複した質疑や同一の質疑がなかなか出るが、そこは議員同士が調整をしながらうまくやろうということで、第1回目にしてはうまくいったのではないかと考えている。

ポイントとしては、まず、それまで4常任委員会制、委員は1年交代としていたものを、3常任委員会制、2年交代とすることとした。2年制は、1年審議するだけでは次年度はまた別の所管となってしまうこと、次年度に検証できることなどから、取り入れたものである。予算特別委員会というやり方の他に全員が質疑出来る仕組みも考えたが、他市の状況や議員の意見を聞きながら特別委員会にすることになった。

次に、新年度の予算を全員で質疑することによって、議会から提案できるものが出てくるのではないかと考えたことから、

もう一点、一番重要なことは、全ての事項については議長を含めた25人全員の合意をとることが必要であるということをも前提とした点。この議会改革等の特別委員会だけは、全会ではなくて全員一致としてきた。委員長報告も全員一致と報告するものである。いろいろな意見があるが、時間をかけて、本当に皆が一緒にやれるというところまで妥協しながら、また困難点はいろいろな形の中で承知していただくようなことで、25人全員に賛同いただいたものであるということである。全員一致ということで、議員の定数問題以外は、採決も行っていない。

予算特別委員会の中身についても議員全員が承知されているということである。

（2）特別委員会の設置及び廃止の手続きについて（資料4ページ）

（3）委員構成について（資料5ページ）

申し合わせ事項に基づき、最大会派より選出された議員の動議により設置され、議長が本会議において指名する（委員は、議長を除く議員全員とする。）。

廃止については、審査終了後に廃止される。

（４）付託議案について（資料６ページ）

なお、資料２８ページに議案付託表を掲載。

予算特別委員会に付託される議案は、予算案に加え、議運で予算案と併せて審査することが妥当と判断された予算の伴う議案となっている。

（５）審査日程及び会期日程について（資料７ページ）

（６）審査の流れについて（資料８ページ）

別府市議会の平成２５年第１回定例会は、２３日間の会期中、本会議が７日（①議案説明、②議案質疑、③常任委員長報告・討論・採決、④～⑥一般質問（３日）、⑦予算特別委員会委員長報告・討論・採決）、その他に常任委員会審査が１日、予算特別委員会審査が３日（３日目は本会議前に開会）となっている。

特別委員会は３日間行われ、会派代表者質問が１日（質問者５人（１人６０分）、個人質問が２日（質問者８人（６人（１人５０分）・２人（１人４０分））となっている。

（７）審査報告・採決について（資料９～１４ページ）

議会最終日（第２３日・本会議第７日）に予算特別委員会委員長報告を行い、採決をしているが、他の議案については、それより前（第１３日・本会議第３日）に常任委員長報告を行い、採決している。

（８）運営上の課題及び今後の方向性について（資料１５ページ）

会派代表質問と個人質問の内容、答弁者に関すること、一般質問との関連、質問時間、より円滑な決算審査への期待などの説明があった。

資料１６ページ以降に関しては、委員会審査要領、開催に伴う決定事項、様式等について掲載されており、予算特別委員会は通告制となっていることなどの説明があった。

また、今回の予算審議を円滑に行うため、予算書とは別に説明資料の作成を執行部に依頼したとのことで、前述の資料とは別に「平成２５年度予算特別委員会の説明資料について」、「予算案総括説明資料」及び「企画部 所管説明資料」が配付された。全説明資料については１部提供いただいた。

## 【質疑応答】

質疑 委員会の質問時間について、60分、50分、40分とあるが、どのような議論があって決められたのか。

回答 会派ごとの質問時間の割り振りが基礎となっており、持ち時間は50分です。会派代表者は、それなりの重みのある質問でありますので、その分10分延長としました。そのため、その会派の10分延長した分に関しては、1人が40分というルールの下に質問を行っています。

質疑 予算委員会が出来る前の議案質疑の時間は50分であったのか。40分ということであるならば、なぜ10分ふえたのか。

回答 小さい会派の議員から、なるべく質問時間は長く欲しいという要望があったものです。

大きな会派の質問時間と一人会派の質問時間の問題などいろいろな問題がありまして、議員の皆さんの意見を聞く中で、それまでの40分を1人50分にしましょうと、妥協です。10分ふやすことによって皆さんの合意をいただいたということです。

質疑 これは、質疑のみの時間かそれとも答弁を含んでの時間か。

回答 質問、答弁を含めた時間です。

質疑 審査要領の5について、通告は実質開会前にされているということになるが、開会初日に提案理由が説明されて、通告はしていたが急遽この部分について質問したいといった場合はどのように取り扱うのか。

回答 通告は開会前に事前に通告をしまして、担当課と連絡をしまして、質疑内容を決めるということになっています。急遽質問事項を加えたいというような場合は、委員長の許可を得て行うことを原則としております。

質疑 それは、その場で委員長の許可を得るのか。

回答 これは緊急を要することであって、通常の前算に関連することや市長の提案理由の説明の中身に触れたいということはほとんどできません。通告は通告どおりということになります。

通告締切をかなり前に設定しているが、複数の議員が同じ事項を質問することが出てくるので、委員長が同じ質問を通告してきた議員間を調整する時間が入っているということです。

質疑 実際には通告の締切はいつになるか。また、予算案を議会に提示するのはいつか。

回答 通告の締切は、予算特別委員会の開会日、3月6日の概ね10日前です。予算書の配付は開会日の1週間前になります。資料7ページですと、平成25年度の予算関係議案が2月25日まで。24年度の補正予算と条例関係の議案が2月28日までというふうになっています。この間の時間をとりまして、議運において、まず予算議案を確定させる。続きましてその他の議案を確定させるという優先順位の下でこの様な日程を組んでいます。

質疑 予算の説明資料も予算書と一緒に配付されるのか。

回答 そのとおりです。

質疑 この資料以外に、執行部とも質問内容については少し調整をするということがあるのか。

回答 通告をした後に打ち合わせをします。

質疑 打ち合わせをしていく中で、もう少し通告をふやしたいとなる場合があると思うが。

回答 特別な事項でないとできません。

質疑 3月4日の議案質疑は、予算以外の各常任委員会に付託する議案についてのものか。

回答 予算特別委員会に付託された議案以外の議案についてです。資料の27ページにございます。

質疑 この議案質疑は通告制か。また、時間制限は何分か。

回答 普通どおり40分で、通告もあります。

質疑 この議案質疑も、10日前に通告するのか。

回答 議案質疑はまた別に定めがあります。議案質疑日の前日

質疑 議案質疑の様式は、資料にある予算のものとは違うのか。

回答 違うものです。

質疑 当年度の補正予算は、従来どおりの形で委員会に付託され審議することになるかと思うが、その辺の日程についてはどういうふうになっているのか。

回答 当年度補正予算と新年度予算を一緒にやっております。ただ、補正予算に関しては、予算特別委員会に付託せず、常任委員会のほうで審議するようになっております。

質疑 この日程表でいうと、3月5日の常任委員会の中で補正予算について審議し、審査しているということでしょうか。

回答 おっしゃるとおりです。

質疑 3月4日に議案質疑があるが、この中では補正予算に係る質疑は行わないということでしょうか。

回答 当年度、新年度一緒に行っています。予算委員会と常任委員会の議案の仕分けは議運で行います。

質疑 当年度の補正予算案や新年度の予算を伴わない議案についての採決を3月5日に行うということか。

回答 27ページの付託表にあります総務企画消防委員会を例にしますと、1号と2号は24年度の補正の分で、15号から37号までは新年度を含めた条例案という形になります。

質疑 一般質問は3日間予定されていますが、予算委員会ができる前と比べて、日数を減らしているのか。

回答 変わりません。以前は4日としていましたが、必要がなく3日にしましたが、今回の件で変更はありません。

質疑 一般質問と予算質問の線引きが今後の課題ということだが、25年第1回定例会での一般質問では、やはり予算に関わる部分にも触れたりとか、そういうことがあったのか。

回答 一般質問において新年度の予算に関連する質問、通告以外のものが出てくるわけです。予算委員会で審議しましたので、3月議会に限り、一般質問と予算に係るものは別にしたほうがよいのでは、ということです。議員によっては、議案質疑がはみ出して一般質問になってしまう場合があります。

質疑 実際、予算委員会後の6、9月議会で具体化された例はあるのか。決算委員会はどういうふうになっているのか。

回答 直ぐの予算付けはできていませんが、議会がこういう予算を組んでくださいというのは、内々に申し入れをしたり、各会派で申し入れをしたり、全会一致で申し入れをしています。その後については、9月、12月にちゃんとした形で見えています。例えば、ドッグランの設置、野良猫の去勢費用の問題など予算要求をしようとして、当初予算に入っていない分について、他の予算を削ってでもこちらの予算に回したらどうですかと議会が申し入れをするわけです。行政側もそれを受けて、陳情なり請願を受けて、やりましょうというような話になるような形をとっているわけです。決算委員会は各会派からの選抜で、25人中8人です。

質疑 決算委員会も予算特別委員会と合わせて全体で審議するような話みたいなものは今出ているのか。

回答 予算委員会の充実が決算につながると考えていますので、予算の組み方を議会がいかにチェックするのかということと、今まで私どもの議会は新年度予算であれ補正であれ、先頭に市長、副市長が並び、その次に部長級が並んで、その次に課長級、質問する場合でも質疑する場合でも必ず課長が答弁するという形だったが、それをやめて、新年度予算の大枠は市長が答弁する、副市長が答弁する、数字などの細かいところは部長、課長が答弁するということで、今まで市長、副市長の出る幕はほとんどありませんでした。市長と副市長の答弁をちゃんとしなさいということでこの予算委員会を設置したわけです。今回の委員会は全部市長が

先に答弁しました。提案者が全部の議案を分かっているといけないという考え方で、市長も部課長も皆真剣になって勉強しています。議会も勉強する、行政も勉強するというのが一番の狙いだったと思っています。

質疑 1点目。補正予算などの議案に対する表決は3月11日ということによいのか。2点目。2月28日と3月1日は「考案」となっているが、これは当市でいう議案調査日（各会派のヒアリング）とは違って、答弁の調整や委員長の重複した質問の調整を図る時間と考えてよいのか。3点目。開会が2月27日、議案は1週間前の2月20日に配られ、2月25日が予算委員会の質疑通告の締切ということだが、20日から24日までの間各議員はかなり執行部とのヒアリングなどを行っていたということによいか。

回答 1点目、2点目はそのとおりです。3点目につきまして、当初予算案は多岐にわたりますので、それを円滑に行うために、あえて予算説明資料を作ったものです。この説明資料は全部にわたる膨大なものです。今までこういう資料はありませんでした。

質疑 一人60分の会派代表者質問について、7会派ある中で、5人質問されていますが、この会派の代表質問ができる条件はありますか。

回答 私たちの議会では、2人以上を会派と認めています。1人会派は会派ではありません。2人以上の会派が、代表質問ができるということです。16ページの審査要領第8項をご参照ください。

質疑 一人会派の場合は、個人質問を行うということになるのか。

回答 個人質問50分となります。

質疑 7ページの日程に関し、3月21日最終日、少数意見者の報告というのはどういうものになるのか。

回答 委員会において認められないと本会議での少数意見の留保はできません。今まで「少数意見を留保してください」という発言は、委員会で一度もありませんでしたので、実際には行っていません。少数意見の場合は、委員会で一人以上の賛成者がいないと少数意見の留保はできないこととなっています。



質疑 会派代表質問について、細目ではなく全般にわたるような質問になろうかと思うが、3月6日、委員会の初日で、通告が10日前に行われるとすると市長の施政方針演説の内容が分からない中での通告というのは、現状ではどうなっているのか。

回答 予算委員会ができる前は、皆個人質問ですから、個別の小さい項目を本会議で質問することが重点でしたが、今回会派代表で質問することになりますと、会派で検討会を開いています。

質疑 市議会だよりに市長のごみ焼却炉に関するトラブルみたいなものが書かれていたが、予算委員会が設置されて、予算を修正したり、予算委員会をやったことで書かれていたようなことが判明されるような事例はあったのか。

回答 このごみの焼却については、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会というものがあまして、別府市、杵築市と速水郡日出町の2市1町でやっている事業なので、別府の議会で論議することは難しいです。しかし別府市は70%持っていますので、一般質問などにおいては一部出てくることがあります。関連することもあります。主な点については広域議会で議論することになっています。

質疑 資料21ページの質問予定表は、議員が出してくる19ページの質問通告書をそのままとめたものか、それとも、委員長が調整の上、重複する質問を取り消しなどしてまとめられたものか。

回答 各議員は、先に質問されてしまう場合があるから、大体考えて余分に通告しています。だから追加ということはほとんどありません。逆に、既に質問されたのでやめますということが多いと思います。

質疑 2月25日が予算の通告締切日ということだが、その後いつ頃までに委員長の調整をするのか。

回答 当日取り止めることができます。

回答 最初に申しあげましたが、委員全員で例えば、この質問について、角度を変えてとか、言い方を変えてという議員がたくさんいましたので、そこらへんもうやめようやと。結果、答えは一つしかないのに言い方を変えても答えは一緒だと。そういう中で、その代わり24人の議員全員が質疑の時間をとるようにしようと

いう合意があったので、今申しあげたとおりに、議員自らが発言し取り下げをするということになっています。

質疑 ここに書かれた質問項目であれば自由に質問できるのか。それとも、具体的にその項目の中の一問目、二問目こういうことを聞きますということまで打ち合わせをするのか。

回答 項目に沿っていけば質問できます。

質疑 打ち合わせはいつまでにするのか。

回答 その中身については、通告者が当局側と折衝します。

質疑 質問項目（事業名）だけではどんな質問か分からないわけで、これは執行部のほうから議員のほうに具体的にどんな質問ですかというふうなヒアリングに来るのか。

回答 ヒアリングに来ますし、その項目は予算に上がっているものですから、それに関連していればいいですが、予算に全く関係ないものは通告と違いますよということになります。

回答 新年度予算に関しましては、この資料に沿って質問をされるということもあります。

回答 この資料が出るようになって、事前審議ができませんので、勉強会が少なくなりました。今まではこの資料に出てくることを質問していました。

質疑 それぞれ質疑、質問は一問一答なのか、回数制限はあるのか。

回答 全て一問一答式で何回行ってもかまいません。

回答 大体、同一質問は3回までということになっています。

回答 行政側の答弁が3回までとなっています。全く違う答弁をすればべつですけども、そこは議長が整理します。私どもの議会は、議長の裁量権は最大限に使いなさいと議員が言っていますので、議長席で言うことに議員はほとんど何も言いません。議長の裁量権の範囲内で全部整理ができるということです。

質疑 予算が付くだらうと思っていたものが予算に表れてこなかった場合には、予算編成方針や資料でわかるのか。またそういうものは一般質問で聞くことになるのか。

回答 議案の中に入っていないので、一般質問でやるということになります。中には、関連する項目を探して上手に聞く議員もいます。

以上で質疑応答を終え、島田副委員長によるお礼のあいさつ、首藤予算特別委員会委員長にごあいさついただいた後、議場見学を行い、別府市議会の視察を終了した。

## 【2】大分県大分市議会

視察期日 平成25年10月29日（火）午前9時30分～11時20分  
視察事項 「議会の政策形成機能について」

応対議員：仲道 俊寿議員（進行）

野尻 哲雄議員

広次 忠彦議員

応対職員：島谷 幸恵 議会事務局主査

上杉 幸喜 議会事務局主任

### 【ごあいさつ】（板倉 永紀 大分市議会議長）

ようこそ、大分市へご視察においで頂きましてありがとうございます。

大分市は、県都でございますし、実際は工業都市ということで発展してきた街でございます。議会のほうは、開かれた議会を目指して、活性化に向けて努力しているところでございます。大分市への行政視察が皆様の参考となればありがたいと思いますが、ベテランがご説明いたしますので、十分勉強してお役にたてただければ有難いと思います。どうぞよろしく願いいたします。

杉田委員長のあいさつの後、公務のため、板倉議長は退席した。

仲道議会活性化推進会議委員の進行により視察事項に関する説明が始められた。

初めに、野尻議員より、大分市子ども条例の制定の経緯を中心に、資料に沿って説明がされた。

議員提案の条例制定までの取り組みについてでございますが、当市議会の議員政策研究会では、これまで大分市議会基本条例や大分市子ども条例といった議員提案の条例を制定してきました。また昨年の12月には、災害対策について市長に対して政策提言をしてきたところであります。

まずは、条例制定の検討組織である議員政策研究会について、簡単に説明させていただきます。資料1を御覧ください。議員政策研究会とは、市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取り組み、政策的条例案の制定や市長に対する政策提言を行うため、全議員を単位として平成19年に設置されました。その組織については、1.組織の結成（イメージ図）に示してありますが、全議員による全体会議、正副議長及び各会派の代表者

で構成する役員会議、政策課題について具体的な調査研究を行う推進チームが結成されています。次に、2. 政策条例づくりは、政策条例づくりの各ステージでの意思決定をフローで示しています。研究会発足以来、平成20年に議会基本条例を制定しましたが、本格的な政策的条例の制定を目指したのは、大分市子ども条例が初めてでございます。次に、A3の資料2を御覧ください。これは、大分市子ども条例制定の流れとその主な内容、さらには全体会議、役員会議、推進チーム会議等の開催状況等でございます。なお、全体会議及び役員会議の開催回数は、平成19年の発足時からの通算となっております。主な内容・事項の欄を御覧ください。それぞれ対応する資料番号を記載してありますので、その項目を中心に説明させていただきます。

資料3、募集要項をご覧ください。平成21年6月、全体会議において決定されたもので、全議員に対し、6月9日から30日までの間に政策課題の募集を行いました。資料4、応募課題受付順位表を御覧ください。募集に応じて提案議員から、日々の議員活動の中で課題としてとらえていることを解決しようとする意欲ある8件が提案されました。本研究会では、政策課題を絞り込むため、役員会議において提案者によるプレゼンテーションを行っており、今回も役員の前で提案者は政策の必要性、緊急性、実効性の項目などについて発表しました。その後役員会議を経て、平成21年8月、全体会議において、市の将来を担う子どもを取り巻く様々な問題を解決し、健やかな育ちを目指す取り組みを行う必要があるとの判断から、子供条例の制定を議会として取り組むべき政策課題として決定しました。平成21年8月、各会派の推薦議員からなる推進チームを発足させ、第1回目の会議を開催し、正副座長を決定しました。その後、条例制定の進め方を決定して、11月に、市民の声を直接聞く中で本市における子育ての実情や、子どもを取り巻く課題、条例の必要性などを探るため、市民意見交換会を開催しました。これは、市内13カ所の地区公民館等で行い、参加者は418人、出席した議員は、延べ141人でした。資料5は、市民意見交換会において、条例の必要性について意見をいただくために市民に示した資料です。その市民意見交換会では、子どもを取り巻く現状と課題について、年少人口と老年人口、出生率及び合計特殊出生率の年次推移や、大分市児童家庭相談センターの相談種類別の件数などを表やグラフを用いて説明しました。結果としては、条例制定に前向きな意見が多く出され、条例制定に取り組もうとする議会への期待が寄せられていると感じられた市民意見交換会でした。次に、資料6を御覧ください。推進チームでは、市民意見交換会を通じて集められた市民の子育てに対する思いや地域の子育ての現状・要望を、子どもの定義、基本理念、子どもの権利、子どもの居場所・遊び場・体験、関係者の役割、市の推進体制などのジャンルに分類集約し、条例制定の方向性を模索しました。これらの過程で他都市の子ども条例を調査分析したところ、概ね二つに大別された条例の定型、すなわち子どもの権利保障を総合的に捉えた権利保障型条例と、自治体における子どもの施策の指針を成す施策推進型条例があり、そのどちらの形を選択するか議論を巡っては、委員から、子どもの権利を中心

に書くべきか、大人が子どもを見守ることを前提に施策の基となる事項を書くべきかなどの意見が出され、条例の方向性は、なかなか定まりませんでした。次に資料7を御覧ください。推進チームでは、条例の方向性を決定していくために市民からの制定過程に対する要望もふまえ、幅広く子どもに関わっている市民や子どもの課題に関する専門家、子どもの声を議員が直接聞く必要があるとの結論に至り、関係者との意見交換会に取り組みました。子どもの関係者との意見交換会として、学校関係はPTAや教職員等、地域関係は民生児童委員、青少年問題協議会委員等、学識者としての大学教授、弁護士、小児科医等の意見を聞きました。また、推進チームがより機動的に動けるよう、9人の推進チームを3班体制、1班3人に分け、班ごとに対象団体に出向いて意見交換を行いました。その際、大きな団体はその事務局にも相当な負担をおかけいたしました。次に、資料8を御覧ください。子どもの意見聴取は学校行事との関係から、限られた期間に効果を上げるためにアンケート調査と意見交換の2つの手法で実施しました。アンケートは地域に偏りが無いよう、PTA協議会の地区単位に小学校、中学校各1校ずつ選び、それぞれ10校について実施しました。また高校は、普通科、商業科、工業科、定時制、私立中高一貫校から各1校選び、計5校にお願いしました。これらの意見交換会やアンケート調査により、1,000人を超える市民から、専門的な見地からの意見、青少年に接している現場の方や学校関係者の声、保護者から見た優先すべき政策と行政への要望、日頃の子どもの生活態度や子どもから大人への要望等に関する情報が集まりました。これらの膨大な意見等を推進チーム会議で分類集約を行い、子どもの意見、大人の意見、子どものアンケート調査結果としてまとめました。次に資料9の【条例の基本方針】を御覧ください。これまでの市民意見交換等をふまえ、「子どもに関する条例の基本方針を市民、子どもの関係者、子どもの意見・要望項目を尊重し、条例の基本理念を明確に掲げ、子どもの権利（他者への権利の配慮）を含みつつ、市民を巻き込み、社会全体で子育てや子どもの育ちを支援する施策推進の根拠を目指す。」と全体会議で決定されました。次に資料10の墨塗りした二重線囲み枠を御覧ください。決定された基本方針を基に大まかな章単位の条例構成を考えるとともに、これまで集約した意見をその章別に分類する作業を行い、1. 総則、2. 子どもの権利等、3. 関係者の役割、4. 市の責務、5. 基本的施策、6. 計画の推進、7. 議会の評価を章立てとする制定条例に近い形の骨子案ができました。この骨子案をもって平成22年10月からの市民意見交換会に臨みました。それと同時に、市議会のホームページや市役所の各支所、出張所、地区公民館でパブリックコメントも実施しました。また条例は、執行機関の施策の推進を否定するものであることから、執行機関の全部局に対する意見募集を行うとともに、条例対象の学校等に県立学校も含まれる関係上、県教育委員会を通じて、県の関係部局に対する意見募集を行いました。次に資料11を御覧ください。これは、パブリックコメントに寄せられた意見を整理し、議会の考え方を公表したものです。骨子案に対する意見は、市民意見交換会では114件、パブリックコメントは43件に上りました。市民か

らは、条例の早期制定や広報充実の要求が多く出されました。なお、市民意見交換会の参加者は360人、出席した議員は延べ138人です。推進チームでは、骨子案に対して出されたこれらの意見を参考に、直ちに条例素案の作成に着手しました。並行して、市の担当課から本条例に基づく推進計画と既にある大分市次世代育成支援行動計画との関係をどのように整理するのかといった意見が出されたため、推進チームと大分市次世代育成支援行動計画策定委員が直接意見交換を行いました。その意見交換では、本市の子どもに関する施策の根拠として既に策定し実施されている次世代育成支援行動計画と条例案に規定されている推進計画との関係や、推進する主な施策中に現行の行動計画の内容が網羅されていないということが論点となりました。議会としては、子育て支援について責任を持つとの立場から、条例の考え方を説明し、最終的には教育環境の整備、母子保健施策等の文言を加えるなど、行動計画の内容をある程度還元させることで調整を行いました。こうして条例素案を完成させ、会派での最終意見調整を図った上で、全体会議での承認を得て、平成23年3月11日議員提出議案として上程し、全会一致で可決、成立いたしました。さらに条例制定以後、条例中の議会の評価を担当する委員会として、3月15日に新たに子ども育成行政改革推進特別委員会を設置しました。また条例施行後の5月5日に向け、条例制定趣旨を明らかにするため、条例解説書を完成させるとともに、今後の本条例執行について、執行部の関係職員に対し条例趣旨を説明し事務引き継ぎを行いました。資料12の解説書は、関係者用に条例を解説したもので、条例制定時の経過や議会の思いを執行部に引き継ぐ目的で作成したものです。また、お手元に配付のカラー印刷物は、A4サイズのもので条例施行の告知ビラ、A3三つ折り印刷物が子ども向けパンフレットでございます。市民意見交換会等で条例制定の周知徹底を図るよう意見をいただいた経緯を踏まえ、条例制定の広報に取り組むことを徹底いたしました。これにより、保護者向けの条例説明会や5月5日には全議員による市内中心部での街頭ビラ配布を行い、また全戸に配布する市議会だよりでも同様の広報を行いました。さらに執行部の関係部局職員も参加する中で、ワーキングチームを発足させ、小学校4年生から中学校3年生までを対象とした子ども向け広報パンフレット作りを行い、夏休み前に市内の公立・私立等の小中学校に配布を行い、条例趣旨の周知徹底を図ったところでございます。また子ども育成行政改革推進特別委員会では、昨年、子ども関係者との意見交換を行い、12月に子ども育成の施策等に関する提言を行いました。資料14がその提言書でございます。

次に、その後の取り組みとして、災害対策に関する提言の経過と意見交換会について、広次議員より説明がされた。

これは、東日本大震災を契機に、市民の生命、財産を守るため、市民の目線で議会としての新たな発想を盛り込むべきであり、あわせて災害等が発生した場合の議会、議員

の役割等を早急に検討する必要があることから、平成23年12月に政策課題を災害対策に係る政策提言に設定いたしました。資料15を御覧ください。推進チームでは、まず本市の地域防災計画について担当課から概要説明を受け、再度勉強するとともに、東日本大震災により被災地へ派遣された本市職員から現地活動報告を受けるなど、大規模災害での災害対策の課題掌握に努めるとともに災害対策についての見識を深めました。また全議員に対し、大分市の災害対策に関する課題などについて共有もします。これらの調査研究を通じて、政策提言のための基本方針を設定し、主な課題として、避難場所対策、情報収集・情報提供、防災意識啓発、地域での防災の取り組み、要援護者対策、議会の役割の6本の柱立てといたしました。4月から6月にかけて、防災関係者との意見交換を行いました。佐賀関をはじめとした沿岸部、市街地を中心とした平野部、野津原などの山間部など、地勢に着目して市内9地域、延べ247人の災害対策に関わる急進役と地域の防災課題について意見交換を行いました。そこでいただいた意見も基に中間報告を作成し、8月に開催する市民意見交換会に臨むとともに、パブリックコメントも実施いたしました。市民意見交換会では、市民の方376人が参加する中、341件のご意見をいただきました。パブリックコメントでは、市民の方41人から119件のご意見をいただきました。これらのいただいた意見を整理する中で、提言を作り込んでいき、また提言書には反映できなかった意見については、直接執行部に伝えております。その後12月に、市長に対して提言を行いました。資料16がその提言書であります。次に今年度からの取り組みについてもご紹介させていただきます。本年6月の全体会議におきまして政策課題の募集を行ったところ、資料17のとおり9人の議員から8件の課題の応募がありました。政策課題を絞り込むため、役員会議において、提案者によるプレゼンテーションも行いました。その後役員会議において、自殺総合対策条例の提案理由などを考慮し、今後こころの健康や命を大切にする社会が求められてくることなどもふまえ、条例名を（仮称）市民のこころと命を守る条例に改め、全体会議において議会として取り組むべき政策課題として設定し、現在条例制定に取り組んでおります。お手元に今年度の意見交換会についてのチラシを置いてありますが、今日29日から11月5日までの開催となっております。一番下の内容の箇所を御覧ください。これまでと同様に、（仮称）市民のこころと命を守る条例の制定についても一つのテーマとなっており、市民の方から御意見をいただくことになっております。市民意見交換会の開催について、パワーポイントを使って説明いたします。

最初の意見交換会は、平成20年7月に「大分市議会基本条例市民意見交換会」として、その条例の制定に対して市民の皆さんから広く意見を聞くため実施しました。平成21年からは、制定した議会基本条例に基づいて、全議員が各会場に分かれて参加し、市民の方々と意見交換を行っております。今年も市内13カ所の地区公民館などで開催いたします。意見交換会の内容は、議会からの報告と題して、議会のしくみ、議会改革の取り組み、去年の市民意見交換会における意見・質問等への対応などを報告、それか



ら議員政策研究会の政策課題であります（仮称）市民のこころといのちを守る条例の制定について、市議会及び市政への意見について市民の方々と意見交換を行いました。資料18は、市民意見交換会のアンケート等結果集約表です。資料19は、平成22年からの市民意見交換会の概要等になっております。その市民意見交換会において、市民の皆さんからいただいた多数の意見、質問等に対しては、開催会場で参加議員がその場で答えたものや、議会に持ち帰り執行部に確認した上で、委員会等で検討を要するようなものなどさまざまでありました。そこで全ての意見交換会の終了後に、意見質問等の内容が類似しているものを取りまとめるなど整理した上で、各常任委員会等で市担当部局に質問や確認などを行う中で検討、討議を行い、その内容をホームページや市議会だよりで公表し、そして次の市民意見交換会で報告するという流れで行っているところです。次の映像は、今年の市民意見交換会を開催するに当たって、議員が街頭でビラ配りを行いPRした様子を撮影したものです。平成22年から配布場所を中心市街地に加えて、郊外の商業施設に拡大して行いました。今年度は議員自ら地区公民館、校区公民館にポスターの掲示をお願いし、多くの市民の皆様意見交換会への参加をお願いしたところです。次の映像は意見交換会の様子を撮影したもので、開催会場の設営から受付、説明、答弁、パソコン操作など全て議員自らが行ったところです。なお、出席いただいた市民の皆さんからの様々な質問に対して対応するため、各会場には5つの常任委員会の委員及び議会活性化推進会議の委員が必ず出席することとしております。

#### 【質疑応答】

質疑 資料1の政策条例づくりフローについて、役員会議の構成は6名とあるが、人数はどういうことになるのか。

回答 当時は6会派でしたが、今回の改選で1会派ふえ7会派になりましたので、現在は、それぞれの会派の代表者7名で構成されています。

質疑 会長、副会長も含めて会派から出てくるということか。

回答 はい、そのような形になります。

質疑 資料3の応募用紙の裏面の留意事項について、これはどういうふうに誰が作成したのか。

回答 原案は事務局が作りまして、それを議員で検討してこの文言にまとめました。

質疑 会派なりから応募課題が出て役員会議で集約する作業について、新市民クラブと社会民主クラブが「子供条例」、「子育て支援推進条例」出して、この二つをあわせて、まずはこれからやっというかというような会議が役員会議の中でなされて、決定されたという経緯になるのか。

回答 おっしゃるとおりです。役員会議の中で7分間のプレゼンをそれぞれ提案者が行いまして、それぞれ似たような条例じゃないかといったことを提案者のほうにとりあえず合わせられないかという確認をしまして、結果合わせてやったほうがよりいい条例になるのではという形の中で進めました。落ちた条例案については、翌年また再提案できるシステムにしています。何度でも同じ条例の提案ができることにしています。

質疑 これは参考人招致みたいな形で、6人の前に一人が来て、プレゼンする形ですか。

回答 はい。順位表のとおり、一人7分間の時間を与えまして、なぜこの条例を提案したいのか、自分がどういう思いなのか、どんな条例なのかということプレゼンしまして、全て終わってその役員会議の中で選定をして一つに絞ります。それを全体会にかけて、全体の承認をもらって、初めて条例づくりに入っていきます。

質疑 政策条例づくりのフローを見ると、役員会議でテーマを選定して、その後に議会運営委員会でテーマ決定となっているが、これは、役員会議で一本に絞られたものを議会運営委員会では追認ということになるのか。

回答 一本に選定という規定でつくっているわけではありませんが、結果的には役員会議で一本に絞って、それを議運の中で再度検討するという作業は今のところ行われておりません。役員会議の決定どおり、おっしゃるとおり追認という形でしております。

質疑 議運で文句を言う人はいなかったのか。

回答 議運のメンバー、イコール役員会議のメンバーという形にほぼなっています。

質疑 子ども条例のほうは条例化ということですが、災害対策は提言ということ、

最初は条例化を考えたが提言になったのか。

回答 改選期にかかりまして、子ども条例が済んだ後に、やはり何らかの政策条例を作りたいということで始まりましたが、改選まで時間がないという形、それから全体会の中で正直、他の議員からなぜ政策条例ではなく提言という形をとるのかというクレームが出ました。ただ、時間的な問題を考えても今回提言にせざるを得ないという流れで提言としました。本来は、「条例づくり、条例づくり」という形で進めたかったのですが、“条例ありき”という形ではありませんので、提言を認めたということです。必ず条例にするという規定はどこにも作っていないんです。ですから、今回は提言で行こうという形にしました。

質疑 スケジュールの管理について、当初から2年ぐらいを目処にとかいうふうなイメージで、それを逆算してそれぞれの内容を計画していったのか。

回答 当初から最終何月までという形を決めたわけではありませんが、子ども条例という題材が決まりまして、いざ入ってみると、関係法令が非常に多いのでとても1年ではまとめきれないだろうというのを推進チームあるいは役員会議で2年かけないと無理だという判断をしまして、子ども条例に関しては2年をかけて作ろうというのを当初決定しました。

質疑 国の制度改正と条例との整合性について、見直しなどすることになっているのか。また、子ども育成・行政改革推進特別委員会の設置とあるが、なぜこのような名称になったのか。

回答 この条例の中に見直しに関する規定があります。第17条で、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うといった規定があり、国の方針が変わった中で見直しが必要であれば、そういうことも行っていくということになるというふうに思います。

回答 当初から行政改革に関する特別委員会は設置されていて、子ども条例を作る時に、議会の役割としてこれから行政を指導する立場になる、子どもに関することに対して議会が指導的立場で子育てに関するいろいろな行政指導していかなければいけない、これは行政改革の一環に含まれる部分も出てくるという形の中で、性質は表向きは全く違うけれども、関わる部分が出てくる、多いということで一緒にしちゃえというのが正直なところなんです。

質疑 この条例を作ったことにより、市が何らかの子育て支援の施策を新たに作ったり、充実した、そういった部分はあるのかどうか。

回答 それが当初から計画していたものなのか、子ども条例を作ったことにより変わったものなのかははっきりとはしませんが、市のほうは、子ども条例を重視して自分たちは議会の意向に沿ってやっていますという返答は上がっています。

質疑 議員間の討議、政策討論会みたいなものは入っていないようだが、何かそれに代わるものはあるのか。

回答 推進チームがございます。政策研究会は議員全員が会員ですけれども、その中でテーマが決まった後にそれぞれの会派から議運の構成と同じ人数割りで人を出してもらいます。主に2～4期ぐらいの若手と言われる議員が中心になりますけれども、骨子案等々は全てこの推進チームの中で作られます。その作った骨子案を、役員会議に上げて全体会議に上げてという形です。この中で、推進チームでまずまとまらなかったものについては、会派に持ち帰ります。会派の中で議論を重ねて、それをまた推進チームに持ち帰って、推進チームの中で一つまとめ上げます。それを役員会議に上げて、またそこで疑義が出たものについては、推進チームに戻して、会派に戻して、それが再び上がって行って役員会議を通過したなら、今度全体会議にかけて、全体会議でまた疑義が出たものは、推進チームに戻し、会派に戻し、このサイクルをぐるぐる繰り返します。この子ども条例を作った時には、公式で30回以上、非公式には50～60回ぐらいの推進チームの会議を行う中で、議論、政策形成を進めました。議会基本条例を作った時も同じような流れでした。とにかく全会一致になるまで、このサイクルを回しました。

質疑 政策研究会を作ることによって、実質的には12分の1の提案というものは今後行われない可能性があるということか。平成22年の10月に骨子案をもとにパブコメ、意見交換会をやっているが、骨子案というのはどの程度のことまで書き込んであるものを市民に提示しているのか。

回答 12分の1を使って提案をしている会派もあります。

回答 議会としてこれで正案としてもおかしくないというぐらいのところまで練り上げて骨子案を作りました。この後、パブコメ、市民意見交換会を経て、大きな柱が変わることはあまりないですけれども、様々な、特に文言等を変えるケースは非常に多いです。

質疑 この政策研究会には費用弁償はないと思うが。

回答 推進チームは年間30～60回ぐらいの出席をしますので、何らかの形で費用弁償できないかというのを検討しました。残念ながら、出せるお金がないので、皆さん無償でやっている状況です。

質疑 パンフレットやチラシの製作費はおよそいくらか。こういった経費は早い段階で計上していたのか。

回答 当初予算という形では組んでおりません。A4の「子ども条例を制定しました」については、1,500枚刷って48,825円。もう一つのA3三つ折りのものについては、50,000部刷って61万9,500円となっております。

回答 ちなみに、このティッシュがたしか5、6万円ぐらいの値段だったかと思えます。当初、街頭でチラシを配っても捨てられる可能性が非常に高いということでしたが、政策調査室の職員が「ティッシュを付けたら持って帰りますよ」ということで行ったところ、初回に近所のデパートのごみ箱とかを職員が見て回りましたが、本当に1個も捨てられていませんでした。議員一人が40個ほどを配るのに30分かかりませんでした。

質疑 この60万は、当初予算に計上したものか。

回答 具体的に当初からこの2つを作るというように決めてなくて、大人向けパンフレット、子ども向けパンフレットということで、合計で100万円計上しておりましたので、それで対応できたということでもあります。

質疑 市報にも広報部分載せているが、うちは市長が載せたくないということで載らなくなったことがあるが、御市はいかがか。

回答 今の市長が非常に議会に対して協力的で、例えば会津若松市のように本会議で市長と議員が反問権を使ってやり合うというケースは、残念ながら一度もありません。昔の根回しという形ではなく非常によい関係で進んでいる部分が多いものですから、大体市長は言うことを聞いてくれるという流れです。

質疑 市民意見交換会の状況について、平成20～24年度までの大きな参加者の増減はあまり見受けられないが、参加される顔ぶれもそのテーマによって違うのか。

回答 子ども条例の時はやはり女性の層、若干年齢の若い方というところが増えました。その前の基本条例、災害対策については、やはり自治会の役員中心にお声かけもしていますので年齢が若干高め、4、5回目の時にはもう複数回来た方が50%を超えているという状況でございました。来られる方ある程度固定化してきているという形の中で、これではいけないということで、一昨年から若年層との意見交換というものをまた別に始めました。今年もおこないますが、専門学校、普通科高校、大学等々と、最低3校ぐらいを対象に、議員が出向きます。通常市民意見交換会は待っていても若年層は来ないから、現場に行こうというのを今年で3年目になります。

質疑 実効性を担保するためにはやはり予算の議論をどこかでしていかなければいけないと思うが、予算をどうやって執行部と調整していく、投げかけていくのかというところについてはどうか。

回答 事務事業評価というものを行います。今までは決算特別委員会という形で特化された委員会を作り10数名で審査をしていましたが、一昨年からはそれぞれの常任委員会、5つの常任委員会を分科会方式にしまして、分科会で決算審査をして、同じように各委員会3つずつ事務事業を選定して、この事務事業評価を行い、その結果を、継続、拡大、縮小、廃止といったような結論を出して執行部に投げかけて、執行部からその結果、回答をもらうという形をとっています。

質疑 従来型の決算審査は行っているのか。決算と予算の連動についてはいかがか。

回答 本来は予算委員会という形を作らないといけないのですけれども、去年、一昨年が試行期間という形の中でこの決算委員会を行いましたので、これをこれからいかに予算に反映させるか。日程的にも厳しいものですから、その辺りが今の課題だというふうに思っています。審査の方法は、現在のものに変えて行っています。

質疑 事務事業評価をする事業の選定は、具体的にはどのような形で行うのか。

回答 まず各会派からその人数に応じて提案があります。20項目ぐらいに出ると思いますが、それをそれぞれの分科会の中で3つ選定します。

質疑 21年が改選で今年も改選期だが、この条例制定は、子ども条例の場合は結果

的に2年になったということだが、場合によっては1年ということもありうるのか。

回答 当然1年ごとということを経初の第1次の目標にします。内容を検討した結果、2年になったり3年になったり。条例のボリュームによっては二つ作ろうという話も出てくると思いますが、これまでは結果的には一つに絞っていかうということでは。

質疑 一つの条例が制定されるまでは、次の新しい提案は募集しないで、それに専念していくというスケジュールなのか。

回答 はい、そのとおりです。

質疑 全体研修会で大分大学の先生を2回来ていただいておりますが、これはどのような予算からのものなのか。交通費についての取り扱いは。

回答 大分大学を選定したのは、費用の面から、近場でお願いしようという流れが一つありました。21年と22年に行っておりますが、この際謝礼金を2万円ずつお支払いしております。交通費、旅費につきましては、市内の先生でしたので特にお支払いはしておりません。

質疑 2万円というのは、何か規定で決まっている金額なのか。それともその都度、決めているのか。

回答 決まっているわけではなく、2万円をお願いしたということでは。

質疑 これはいわゆる理念条例ですので、問題は理念に基づいてどんなふうに具体化されているのかということですのでけれども、例えば小中学校にはエアコンを設置するとか、お聞きしたい。

回答 今年度の予算等々で、子ども条例に沿って私たちはこういう予算を組みましたという報告はありますが、それを言われればなしにして検証する組織がないじゃないかということで、さきほどの特別委員会を設置しまして、今後そこでしっかり監視をしていかうと流れです。現状どういうチェックをしてどういう成果が上がったというところまではまだ残念ながら行っていないというところでは。

回答　　子どもの医療費助成は、3歳未満から就学前まで上がりました。それがこの条例によるかどうかはわかりません。執行部は、それは子ども条例に沿ってこういう方針にしましたと言いますが、本当かどうかをしっかりとチェックしていかないといけないと思っています。

質疑　　議会基本条例に基づいて具体的に何か行動を起こしていますか。意見交換会、議会報告会がありますが、政策討論会というようなものはいかがですか。

回答　　基本条例の中に規定しているのは、市民意見交換会ですね。この市民意見交換会という形の中で報告会に代えております。それから、政策研究会の設置も条例で決めましたし、議会活性化推進会議、これは文字通り議会を活性化するためのために作った会議でありまして、主に4～6期ぐらいの中堅からベテランぐらい、さきほどの推進チームは若い1～3期ぐらいが中心で、今日の3人もこの中に入ります。いろいろな議会改革については、まず議運で議論をしまして、議運から議会活性化推進会議に諮問をして、ここでいろいろな話し合いをして、また結論を議運に上げるという流れです。

質疑　　すごく議員の皆さんは忙しいのではないか。

回答　　議会基本条例を作り始めたときに、特にベテラン議員からは「こんなんやっつけられるか」と。「縛られたらたまらんぞ」ということで、反対が随分ありました。正直、この議会基本条例を作ってそれに則って市民意見交換会、活性化推進会議、政策研究会推進チームの活動をしまして、議員ってこんなに忙しかったんだなど初めて実感しています。

質疑　　市民意見交換会をこれだけの回数行っていると、市民からの質問等に間違えて答えてしまったことなどがあつたか。

回答　　市民意見交換会に入る前に、全体の勉強会をします。その中で、まず市民の皆さんから個人的な要望とか地域限定の要望とかいったものは受け付けませんよという形で入ります。議員のほうも、議会あるいは委員会の中で決定した事項以外はしゃべらないでくださいという形になります。従いまして、市民意見交換会は、5つの常任委員会から必ず一人は会場に来ていると。活性化推進会議のメンバーも必ず一人は入るという形の中で一会場を作ります。それぞれ所管の委員会の委員以外は出来るだけしゃべるなという形で進めています。1年目、2年目、3年目は市民の方々も個人的な、家の前のどぶ板早く直してくれとかいう要望や、



議員もちょっと決定事項ではないものを話をするようなこともありました。ただそれは話したとしても、活性化推進会議に持ち帰りまして検討してそれを全て回答しますので、常任委員会の中でも検討して、間違いであっても訂正する機会があります。

質疑 市民意見交換会のテーマについてはどのような形でピックアップしていくのか。

回答 議会の仕組みなどは毎回変わらずに、出来るだけ短くするよう努力しています。それ以外は、結果的に政策研究会で取り組んでいる政策課題について、骨子案が出来ていれば骨子案を提示する、できていなければ漠然とした中でもいいから市民の皆さんからの意見を取りあえずお聞きするという、ほぼその形です。それ以外に、前年度の意見交換会で出た意見に対する回答をそれぞれ各常任委員会ごとに一つずつ選んで、市民の皆さんに提示をするという作業もしております。形はほぼ毎年同じです。

質疑 年一回の意見交換会をなぜこの時期に行っているのか。

回答 当初、例えば伊賀市のように一つのテーマを決めて市民と喧々諤々やるという意見交換と、栗山町や御市のように予算を出すという、どういう形でやろうかという時に、市民の皆さんとの報告会ではなく意見交換という形をメインにしようというのを決めました。結果報告を新年度に行うことから、年度を跨がない、逆算すると10、11月という時期になってくるということもあります。

質疑 役員会議は会派代表者で構成されているが、この2年間の中では顔ぶれが変わることはあるのか。

回答 任期中4年間のうちに、会派代表者が変わるというケースは今のところありません。

質疑 議長の任期は。

回答 2年です。

質疑 制定後特別委員会ができたが、この提案は議会運営委員会の中で出たのか、政策研究会の中で出てきたのか。

回答 特別委員会の見直しは議運の中で話が出てきました。その前に政策研究会のほうで議運に提案しようという話があったかどうかは定かではありません。

質疑 あくまでも条例の実効性を担保していこうというような特別委員会なのか。

回答 特別委員会の見直しというのがまず最初にありました。他の特別委員会が必要なくなったということで見直しをする中で、では条例を担保するために子どもに関する特別委員会を作ろうという形です。

質疑 必ずしも条例制定したから標準装備として特別委員会まで、とは考えていないということでしょうか。

回答 子ども条例に関しては、条文の中に、議会の役割という形の中で、当然担保しなければいけないという内容になりますので、特別委員会を作ろうという話は大きな柱としてありました。特別委員会の見直しをしないといけない時期と重なりましたのでということです。重ならなくてどうしていたかというのと、やっぱり作っていたというふうに思います。

質疑 決算特別委員会の日程についてお聞きしたい。

回答 去年、一昨年を試行期間にしたのが、時期的な問題で、本当はもっと早く始めて来年度予算に直接つながるような形の中で決算審査をやっていききたいという思いが議員の中でも強いのですが、執行部からの資料提出がどうしても9月議会ぎりぎりになってしまうという状況の中で、今後の課題として、日程的にいかに早くできるかというのが一つの課題になってこようかというふうに思っています。

回答 今年は9月2日に議会が始まりまして、18日までに決算に係る以外のものは終わらせて、その日に決算委員会の全体会を開いて、分科会に分かれて、審議、28日に決算の認定に係る採決を行いました。総務と厚生が1日目、文教、建設、経済が2日目。一つの分科会は一日で基本的に終了して、予備日を一日取っています。

質疑 毎回、一般質問は何人ぐらいあるのか。

回答 大体22～23人から多くて27～28人ぐらいです。議員数は44人です。

質疑 持ち時間は。

回答 1時間の中で、質問、答弁を済ませる。一問一答と分割と一括の3種類から選べるようにしています。分割というのは各部問ごとにまとめて一括質問を繰り返すものです。通告の時点でどれでやりますということも通告します。

質疑 分割が結構多いのですか。

回答 質問者がどういう分割をするのかも自由に選べます。

質疑 議案質疑は、一問一答、回数制限はないのか。

回答 回数制限はありません。一般質問と議案質疑は一緒です。議案質疑はないということです。一般質問の中に議案に対する質疑も入っています。ただ、3月定例会だけは代表質問と総括質問を別に行います。

質疑 大分県内はこういったパターンが多いのか。

回答 大分市独自だと思います。

質疑 質問時間1時間の中で、質疑の部分と一般質問は分けているのか。

回答 まったくごちゃごちゃです。

質疑 通告は何日前か。

回答 この日程表でいうと、9月4日です。4日に通告して、6日から始まります。

質疑 一般質問と議案質疑が一緒だと答弁者が大変だと思うが。通告や執行部のヒアリングなどはどのようなになっているのか。

回答 一般質問を準備する段階で執行部は内容をある程度把握していると思います。通告はしなければいけません。

以上で質疑応答を終え、議場見学を行い、大分市議会の視察を終了した。

### 【3】佐賀県嬉野市議会

視察期日 平成25年10月30日（水）午後9時30分～11時10分

視察事項 「議会運営、議会改革について」  
「議場の映像及び録音システムについて」

応対議員：小田 寛之議員（議会運営委員会副委員長）

田中 政司議員（議会運営委員会委員）

山口 政人議員（議会運営委員会委員）

大島 恒典議員（議会運営委員会委員）

梶原 睦也議員（議会運営委員会委員）

応対職員：永江 邦弘 議会事務局長

### 【ごあいさつ】

（中島 庸二 嬉野市副市長）

本日は嬉野市へお越しいただきましてありがとうございます。

昨日はお泊りいただき感謝申し上げます。嬉野市は、観光を主体としておりますが、お茶では5年続けて全国農林水産大臣賞を受賞しており、議員にもお茶を栽培している方がおります。今日明日はお茶の全国大会がありまして、市長は鹿児島に出張しております。所沢市は非常に大きな市で狭山茶をたくさん生産されていると耳にしております。狭山茶も非常に有名で、嬉野市と相通じるものがあるかと思えます。また、佐賀県では有田に焼き物の生産地がありますが、焼き物の原料は嬉野市で全部生産されております。私も野球が大好きで、昔は西鉄ライオンズがございまして、佐賀県、特に九州はライオンズの縁があるので、非常に親しみを持っております。昨年、全天候型の50m四方のドームを完成させ、合宿やお年寄りのグラウンドゴルフ大会や幼稚園の運動会などに活用しております。人工芝のサッカー場も先週オープンしました。100m×125mの正式野球場もございます。現在力を入れている観光施策の中で、特に夏場、春先、秋のスポーツ合宿を重点的に取り組んでおり、泊りの補助等も行っております。

市の課題といたしましては、長崎ルートの新幹線が計画され新駅が9年後に完成いたしますので、駅周辺をどのように開発して遠くからお客様を迎えるかということ課題にしております。

本日は議会改革等のご視察ということですが、嬉野市議会の皆さんも熱心ですので、有意義な視察となりますようご期待申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

（田口 好秋 嬉野市議会副議長）

昨日は嬉野市にお泊りいただきありがとうございます。嬉野市は農業と観光が主でございまして、磁器の原料の生産が特に有名でございまして、私はずっとライオンズのファン

で、小学校4年の時に修学旅行で福岡に行き生で初めてプロ野球を観戦しました。それが当時の西鉄ライオンズでした。

合併して嬉野市議会となったわけですが、この12月末で丸8年経過いたします。2町の合併でしたので、合併当初からよいところをとということで頑張っているわけがございます。議会だよりがお手元にあるかと思いますが、嬉野町時代から議会広報については非常に有名でございました。そういった流れを汲んでいると思います。議会の特徴としては16名の議員で会派はございません。正副議長を除いて2期4年の間に2年で交替しますが、8名ずつ議会広報編集特別委員会と議会活性化特別委員会に分かれ、全員が携わることとなります。議会改革についても非常に力を入れて、おかげさまで日経グローバルでは全国3位という評価もいただいております。

本日は議会運営・議会改革の視察ということでございますが、議会運営委員会で対応させていただきます。研修目的の趣旨に少しでも沿えることができればと思っております。

杉田委員長のあいさつの後、公務のため、中島副市長、田口副議長は退席した。

小田議会運営委員会副委員長の進行により視察事項に関する説明が行われた。

## 1 議会運営、議会改革について

### (1) 議会改革の現状と評価について

嬉野市議会では18人の議員の中で議長、副議長を除いた16人が議会活性化特別委員会と議会広報編集特別委員会の2つの特別委員会に分かれている。議会改革に対する視察対応については、本来、議会活性化特別委員会で行っているが、今回は議会運営についても視察事項にあったので、議会運営委員会の委員で対応させていただきたい。

視察事項の議会改革の現状と評価については先におことわりさせていただくが、嬉野市議会議会基本条例の評価制度については、所沢市議会の評価制度を参考に作成したものである。その他についても大変参考にさせていただいていることを申し上げておきたい。

議会基本条例制定までの歩みであるが、平成18年1月に合併し、その1年半後の平成19年7月に議会全員協議会で政治倫理条例、議会基本条例制定に向けた学習を始めた。その後、議会運営委員会による視察研修や政務調査費を使った視察を繰り返し、平成20年12月に議会制度改革特別委員会を設置し、検討を始めた。平成21年6月18日に議会基本条例、政治倫理条例を議員発議し、可決、制定、7月1日から施行している。

議会基本条例のポイントは、市民参加、情報公開、議会機能強化である。

公開の観点からは本会議のインターネットによるライブ中継を行っている。また、嬉

野市では家庭にケーブルテレビがほぼ100%普及しており、一般質問と冒頭開会時の映像を全市内に配信している。本会議に限らず、委員会の傍聴もオープンにしている。また、市民、市民団体、NPOとの意見交換として、各常任委員会の所管事項に関する意見交換を行っている。議会基本条例の中にもあるが、嬉野市議会では以前から常任委員会、例えば、総務企画常任委員会では消防団との話し合いの場を、文教厚生常任委員会では市内の学校長との話し合いの場を設けており、付託案件以外でも意見交換の場を設けている。また、議会報告会を年1回以上開催している。参加人数が伸びないという悩みをどこの市議会でも聞いているところである。当初は小学校区ごとに7会場で議会報告会を行っていた。その中で小学校区ではある程度の大きなスペースを用意しなければならなかったのだが、会場から離れた方が参加しにくいことから、現在は地区の小さな公民館で、小学校区内でもあらゆるところを回って開催している。

行政と議会の関係では、一般質問を一問一答方式、時間制限90分で行っている。ケーブルテレビでの一般質問の放映時間は50分である。反問権は執行部全員に付与しているが、なかなか本来の反問権の形では使われていない現状である。議会審議における論点情報の形成として、文書による資料請求を実施、また、議案に対しての資料請求は議長を通じて行うこととしている。

自由討議の保障としては、平成23年度から議会活性化特別委員会で自由討議のあり方について検討した。また、政策討論会に関しては、平成23年11月から政策討論会の運営、提言手続等に関する告示として嬉野市議会政策討論会要綱を制定した。手始めとして政策討論会は、年度の決算が終了した後に各常任委員会で所管の中からきちんとした政策提言を挙げようということで行っている。もちろん委員会だけではなく、議員個人にも提案する権利は有している。

条例の位置付け及び見直し手続としては、議会の基本を定める規範、議会及び議員のあり方の理念を位置づけ、議会活性化特別委員会における検証を見直し手続として行っている。議会改革状況報告書を作成しているが、これは所沢市議会の報告を参考にさせていただいた。

## (2) 課題・今後の取り組みの方向性について

今後の嬉野市議会であるが、地方主権改革が進んでいくとどうしても首長の権限の拡大が行われることになる。その中で二代表制の観点から議会の存在意義がものすごく大きく、大事なこととなってくる。権限拡大に関する意義としては、パワーバランスを保たなければ、本当の議会としての機能がしないことから、自由闊達な議論と論点・争点の明確化をはかっているところである。

嬉野市議会のモットーは、議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば嬉野市は変わる。として、会して議し 議して論じ 論じて決し 決して行う 愚直にそして確実に議会改革を進めようとしている。

### 【質疑応答】

質疑 文書質問の実績と以前には資料要求はなかったのかを伺いたい。また、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、市長等に記録文書の作成を求めるとあるが、なぜ盛り込まれたのか。その報告は具体的にどのように行われているのか伺いたい。

回答 当市議会は会派制をとっておらず、委員会主義ではありません。あくまでも本会議主義という形をとっております。そういった議会運営の中で、個々に資料請求を行うと、執行部側の業務がかなり煩雑になることから、資料請求をする場合は、議長を通して議長から質問し、全員に配付が必要だと思われるものは配付することとしています。

議員の要請の件については、議員の倫理という意味で議員が課に話をしに行く時には、執行部側として日時、質問内容等を残しておくことを規定したもので、公開するものではありません。

質疑 議会基本条例の第4条にすべての会議を原則公開とするとあるが、すべて公開しているのか。

回答 会派制ではなく本会議主義なので、本会議はすべて公開です。委員会は本会議の事前勉強会的なことで開催するので、委員は所管のことに関して勉強が済んでいるため、本会議では原則として質問をしないとしています。現段階においては秘密にする会議はほとんどありません。

質疑 議案質疑と一般質問の行い方について伺いたい。

回答 予算や条例案に対する議案質疑については、通告制で質問回数は3回まで、時間制限は設けておりません。決算に関しては、この9月定例会から1時間という時間制限を設けました。その中でできる範囲の通告制とし、質疑を行ったところです。一般質問に関しては、所沢市と同様で時間が90分と変わるだけだと思います。

質疑 決算も委員会設置ではなく、全体審議で行っているのか。

回答 決算特別委員会は監査委員と議長を除いた議員で構成しています。所管の3委員会で各々に分科会で審査をし、それが総合的に委員会の取りまとめという形をとっています。議会運営上審査の前には質疑をしなければならないので、特別委

員会をやる前に1回決算の審議をやります。その時が通告制ということで、通告全部を1時間以内という時間制限を決めて行いました。通告制ではなかった時には関連質問が相当多かったので、1時間の持ち時間制とし、通告に従って一つの項目に対して3回までとしたものです。

質疑 どこまで通告するのかという課題があるのだが、どんな形で通告しているのか。

回答 節の部分で1つという考え方で通告を行っています。例えば、社会福祉、老人福祉と目があり、最後に補助金、負担金という節の中に項目がある中で、社会福祉協議会に対する補助金について3回までというものです。決算の場合は、全体で事業に対する質問をする人が多いです。

通告制にした理由としては、通告制をしないと執行部から資料を持ち合わせていないという答弁となること、また、議員が勉強しないと通告できないこと、関連質問等を認めると、人のふんどしで相撲をとることにもなり、その場で考えたことの質疑がだらだら続くので、議会運営がスムーズにいかないことから議員のレベルアップの意味もあり、通告制をとることになりました。

質疑 常任委員会で検討した政策提案を政策討論会において、政策提言書に取りまとめ平成24年5月に市長部局に政策提言されているが、政策討論会の項目は委員会ではどのような形で決めていったのか。また、政策提言した結果が予算にどのように反映されているのか、報告はどのようにされているのか。

回答 自由討議で委員が意見を述べ合い、よりよく議会を活性化するための政策討論会をどのような位置付けで行うかは難しい課題であります。手始めに各常任委員会で9月に行った前年度決算の中で問題となった事業等について出し合い、さらに現地調査やアンケート調査、勉強会を行いながら、案とし、全員協議会を政策討論という形の変えて行っているところです。例を挙げると、産業経済常任委員会では、リフレッシュ農園という市民農園の利用が少ないことから、今後も続けるべきかを、また、総務企画常任委員会では、定住促進条例で他の自治体から嬉野市へ定住した場合に奨励金を出す制度があるのですが、本当にそれがあるから嬉野市に定住をされたのかどうかの検証を委員会で行い、アンケート調査等を行い継続すべき施策かどうかを、また、文教厚生常任委員会では、ペットボトルの嬉野の水の製造販売を今後も行うべきかを提案し、全員協議会の政策討論の場で議員のそれぞれの立場から出された意見を集約し、最終的には幹事会で提言を出すべきかを諮って、議長名で政策提言を行っているところです。当初は全員一致で提言をしようとしていましたが、非常に難しく現在は幹事会に一任するこ



ととしています。

政策討論会の中で政策提言書を作るのは基本的に委員会ベースです。それを全議員がいる政策討論会にこういう内容で提言したいということで討論会をするものです。

質疑 全員協議会で行う政策討論会は市民に公開しているのか。

回答 基本的に公開ですが、まだ傍聴者が来られたことはありません。公開討論会的に行うことが今後の課題です。

質疑 政策提言を取りまとめ、執行部へ提出するわけだが、それがどのように反映していくかの追跡はどのように考えられているのか。

回答 まだ2回しか出していない現状では、今後の1番の課題になろうかと思えます。いくら議会がまとまって提言しても、あくまでも執行権は執行部側にあるため、次の予算審議等において議会からの提言があるからこれはひょっとしたら通らないかもしれないというぐらいの執行部の考えがあるのかどうかであろうと思えます。

質疑 市民、市民団体等と意見交換会が行われているが、議会側から参加を呼びかけるのか、それとも市民からの要望があって行っているのか、また、参加者はどのぐらい集まるのか。

回答 両方あります。意見交換会は常任委員会を中心に行います。例えば、市内に何か問題があり話を聞く必要がある場合は、議会側からNPOの託老所等の団体に話をし、現場の声を聞きます。また、観光協会等から議会に話を聞いてほしいと要望がある場合もあります。人数は状況に応じてとなります。

質疑 二元代表性の議会の役割としては合議制が一番必要だと思うが、政策提言を全員一致で行わないことが気になっている。なぜ全員一致としないのか。

回答 政策討論会を何回行っても断固反対する人は反対するわけであり、そうになると議会の合議制と言いますか、多数決を採るということは政策討論の中では難しいわけです。現在は幹事会の座長等が出すべきかを判断していますが、当初は全会一致が基本でした。しかし、時間的にも回数的にも重ねなければならぬため、どうしようかということで、政策討論会にかけてもよい議題かどうかをまず幹事

会にかけて、みんなで話をやろうと判断した場合に政策討論会を行うこととなりました。

当初は政策討論会をどのように行うかという中で、基本的には個人で政策提言したいと出すのがベストだということから始まりましたが、政策討論会を今までやったことがなかったので、まずは委員会ごとで政策討論会をやろうと、政策討論会とはどういうものかを確認し合うという意味で委員会ごとにスタートしました。これを発展的にやっていき、個人で自分の政策提言をしたいというようなところに最終的には持っていきたいと、最終目標としては議会で条例を制定していくことを考えており、試行錯誤しているのが当市の現状であります。

全会一致に向けて議論をする、努力をするという部分はなくなっておらず、結果的に全会一致にならない場合どうするかということを決めているものです。

当市は会派制をとっていないので多様な意見が出てきます。

質疑 合併前の町議会では会派はあったのか。会派がない経緯についても伺いたい。

回答 嬉野町と塩田町の2町合併で、町議会には会派がないので、合併してもそのまま町議会の延長できているところです。逆に言えば会派の経験はありません。議会基本条例を作ったりする段階では逆によかったのかとも思っています。三重県の鳥羽市では会派制をなくしていますし、その辺を考えると議会基本条例を進めていく、議会改革を進めていく上では会派がなかったからやりやすかったのかというところはあります。議員数は合併当初22人で現在は18人と少人数です。大人数なるから会派が必要となってくるのではないかと思います。

質疑 議長選挙はどのように行っているのか。

回答 立候補をし、演説を行い、投票します。

質疑 代表者会議はないのか。

回答 ありません。

質疑 人事もオープンで行うのか。

回答 そのとおりです。

質疑 議会基本条例の第7条で基本構想を基本計画まで議決事項にしているが、22

条中7条と早い段階で規定している経緯と実際に審議した経過があるのか、また、審議する上での課題についても伺いたい。

回答 第7条に持ってきた理由としては、議会基本条例の作り方として第1章から章で分けており、その中で7条がよいということで規定しています。議会基本条例を作成するにあたっては栗山町等を参考にした中で、自治法第96条第2項の規定による議決事項として入れるかどうかの議論が当初ありました。基本計画を議決事項とするとなれば、当然議員はより一層勉強し、レベルを上げなければならないことから後ほど考えようということで当初は見送られましたが、今回の自治法の改正に伴って入れ込むことになりました。ただし、市の基本計画だけに留めております。実際に審議はまだ行っておりません。

質疑 政治倫理条例も同時に作られ、条文には市長等及び議員の責務ということで市長等が入っているが、執行部側の反応はどうだったのか。

回答 合併前の塩田町には政治倫理条例がありましたが、嬉野町にはなかったもので、合併当初から政治倫理条例を作るか作らないかということで、論議先議というものがありました。そういう中で執行部との関係ですが、執行部も実は作ろうとしていたわけで、議会と別に作るということよりも、嬉野市議会政治倫理条例ではなくて、市の政治倫理条例ということで、市長と話をし、お互い合意し市の政治倫理条例として作ることになりました。

質疑 一般質問についての通告締め切りは議会定例会直近の議会運営委員会の2日前午後4時までとするところがあるが、実際に一般質問まで一週間以上日にちが空いているのはなぜか。

回答 会期日程で一般質問を最初にやるため、一週間ぐらい空くようになります。

質疑 緊急の質問や追加したい質問が出た時はどうするのか。一般質問の順番が通告書の受け付け順とされているが、一番早い方はどのぐらい前に通告書を出しているのか。

回答 通告締め切りの一週間前から受け付けを始めます。早い人はその時に出されます。大方多いのは最終日です。議員18人中、15、6人が一般質問を行います。一般質問は一人90分1日5人で3日間です。インターネット中継、録画、ケーブルテレビで放映します。ケーブルテレビは99%近く普及しており、ケーブル

テレビでの放映は50分で、一般質問の頭からの放映で編集は行わず50分で切れてしまいます。一般質問をする方は50分から60分ぐらいで終わられることが多いです。一時間半きっちりやられる方も数人います。一般質問を時間延長で午後5時過ぎまでやることもあります。あくまでも通告の期限までで後の追加質問等は一切認めません。

質疑 議会だよりに掲載されているが、農業委員の中で議会が女性の農業委員を推薦しているのはなぜか。

回答 嬉野市の農業委員の中で、議員枠というのがあります。地域推薦の方などがいるわけですが、女性の農業委員がいないことから、なんとか議会枠の中で女性の委員を推薦していただけないかという要望がありまして、議員枠3名のうち議員も2人は出ますが、残りの一人は女性の委員を推薦しようと議会で決めました。

質疑 議会だよりがユニークで、議会からもの申す、市政に斬り込む等あるが、議会広報編集特別委員会は、市議会だよりにどれぐらい関与しているのか。

回答 100%です。市議会以外のものとしては、入札関係を事務局が行っています。印刷については、議会でレイアウトまできちんと決めているので、業者はソフトを使ってデータを当てはめていくという作業だけです。

質疑 見やすい市議会だよりだが、新しいものに変更するきっかけというものはあったのか。

回答 広報委員が2年ごとに入れ替わり全議員が議会だよりの編集を経験しているので、基本的な作る意義というものは変わりませんが、紙面上の構成はメンバーが替われば変わっていきます。業者は1年ごとに変わります。

質疑 町議会時代からも活発であったとのことだが、そのきっかけは何かあったのか。

回答 嬉野町の議会広報が全国でもトップクラスだったということがありまして、議会広報については、ずっとその流れを含んでいます。基本的に楽しんでいきます。

質疑 町の時代から広報に限らず、議会を大事にしようというのはいつ頃から始まったのか。佐賀県でもいろいろな市があるが、この嬉野市が飛びぬけている。なぜこんなに頑張るようになったのか。

回答 飛びぬけているとは思いませんが、そう思っただけだとすれば、議会のモットーの「議員が変われば議会も変わる」ということであると思います。議会だよりに関してもそうですが、これをどうにか見てもらう議会だよりにしようとして活動する先輩方がいたからということです。その流れの中で、それを守っているということだと思います。

質疑 議会だよりに関して自作して一生懸命やっていることが、他の議会改革の試みに関してもよい影響を及ぼしているという印象はお持ちになっているか。

回答 あると思います。議会としての広報紙であり、個人がどう思っているということではなく、議会としてなぜこれを議決したのか。そこには、議決はしたけれども、こういう反対の意見もあったというふうなところで、我々は表現するようにしているわけです。先ほど二元代表制の話がありましたが、議会が一つにならないと、変わっていかないよってというのが原則で、そういうところを議員の皆さんが個々の主張はあるにしてもわかっているということだと思います。

質疑 政策討論会要綱と3月定例会の日程をいただきたい。

回答 大丈夫です。3月定例会の日程はホームページに載っています。

質疑 委員会制では本会議での質疑後に委員会に付託することになる。日程で委員会が議案質疑の前となっているのはなぜなのか。また、先ほど委員会はヒアリングだけで質疑は行われないとのことであったが質疑はどのように行っているのか。また、議事録はどうしているのか。

回答 本会議方式と委員会方式の違いであって、嬉野市議会は本会議主義なので、本会議の質疑を行う前に委員会で勉強会を行います。付託を受けて委員会を開くものではありません。あくまでも質疑は本会議で行います。その際、委員会の所管する議案に対しては質疑を行わないことになっています。議事録については、要点筆記です。決算については特別委員会を設置し付託していますので、分科会の前に質疑を行います。予算については特別委員会ではなく、本会議で行っています。

質疑 常任委員会の委員長報告は行わないのか。

回答 ありません。委員長報告は閉会中の付託案件の報告ぐらいです。

## 2 議場の映像及び録音システムについて

永江邦弘議会事務局長より説明が行われた。

### (1) 設備の概要・特徴について

庁舎は平成5年に建設されたもので、既に20年程経過している。議場に設置してある映像、音響関係の設備についても同様で、長年使用してきたが、15、6年経過した頃から音響関係機具に不具合が生じ、交換部品の調達も困難となってきた。2、3年前からは議会のマイク数本に致命的な不具合が生じるようになり、議会運営に支障を来たすこととなったことから、議場改修、システムを導入するに至った。

設備については、過去になかった映像配信システムを導入した。映像配信システムと音響システムのすべてを入れ替えた。入れ替えたことによって、インターネットによるライブ中継、蓄積データの管理、画像の保存・加工、録画放送等が可能となった。また、このシステムには採決に伴う押しボタン方式があり、同時に導入した。

工事については、平成24年7月に発注し工事期間は約2カ月間で8月末に終了し、平成24年9月定例会から利用している。

特徴としては、平成23年度からユーストリーム配信を行っていたが、ユーストリームは料金が掛からないものの、単に見るだけで保存・加工ができず、セキュリティもないところで、非常に大きなリスクがあった。不適切な発言があってもそのまま流す状態であったのでこういったリスクの解消が図れた。

導入した機種については、議会運営や音声記録の正確性、賛否の透明性といったものが可能になったことが特徴とされている。

### (2) 設置までの事務処理について

予算の取り扱い、議会・執行部それぞれの関わりについて

数年前から不具合があり平成22年度に中期財政計画の中で議会として議場システムの改良の要望を出していた。平成24年度の当初予算で議場システムの改良の予算が付いたところである。

予算計上に対する議会と執行部の関わりは、あくまでも音響と映像に関してということで、議会の運営がトラブルなくスムーズに運営したいということで議会の予算として対応した。機器以外の施設部分については、執行部の予算で対応するようお願いしている。

(3) 議会運営の現状と今後の方向性について

現状については、議場システムの改修により業務の効率化とともに、音声・映像ともに格段に質が上がり、安心して安全な運営ができるようになった。今後の方向性・展開としては、質が向上したと言いながらも、視聴者数が非常に少ない部分があり、現在のインターネット配信ではパソコンのみでの視聴になっているので、今後はより多くの方が視聴できるようにタブレット端末やスマートフォンでの視聴についても検討していきたいと考えている。

【質疑応答】

質疑 改修後の議員の反応はどのようなものになっているか伺いたい。

回答 投票システムの利用により動かなくなったということや、賛否の投票中に他の議員の投票状況が確認できてしまい、その後に投票する方もいるようです。

質疑 投票中に賛否を変えることはできるのか。

回答 できます。

質疑 無記名投票もあるのか。

回答 無記名投票はありません。

質疑 無記名投票の場合はどうするのか。

回答 無記名投票は選挙の時だけです。

質疑 無記名投票を行うことになった場合はどうするのか。

回答 そのときは投票用紙で行うことになります。

質疑 投票立会人はいないということか。

回答 そのとおりです。

以上で質疑応答を終え、島田副委員長のあいさつの後、議場の見学を行い嬉野市議会での視察を終了した。